

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 23 日

各務原市内の介護保険サービス事業所

及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省から事務連絡がありましたので、内容等ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.873
介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について
- （別添）（別添）社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

2 留意点

- 入所施設・居住系サービスにおいては、訪問診療の適切な受け入れを行うこと。
- 介護サービス事業所等が適切な感染防止対策を実施しているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由にサービス等の利用を制限することは不適切であること。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)